

農地の貸借の流れ②

公社(機構)から農地を借りる場合の流れ

公社(機構)による借受希望者の募集への応募(公募)

公社(機構)による借受希望者リストの公表

公社(機構)と借受希望者との交渉

市町村が農用地利用配分計画(案)を作成

公社(機構)が農用地利用配分計画を決定

知事が農用地利用配分計画を公告

農地の
権利が
移動

農地を借りたい人は
どうするの？

①公社(機構)による借受希望者の募集に応募します(必須)。

②公社(機構)と期間、賃料等の諸条件を相談します。

③農地の貸借が記載された農用地利用配分計画が公告されると、借受希望者に農地の貸借に係る権利が移動します。

【農用地利用配分計画とは】

公社(機構)が借受けた農地の貸付先等を定めた「農用地利用配分計画」を知事が公告することにより、農地の権利移動が行われる仕組みです(農地法に基づく農業委員会の許可は不要)。